

平成 27 年 2 月 17 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 北本幸寛
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 桑原亮介
電話番号 03-5464-2380

訴えの取下げによる取立債権請求訴訟の終了に関するお知らせ

当社が、平成 24 年 12 月 28 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しました当社子会社が所有する不動産から発生する家賃等金 800 万円につき取立訴訟を提起されておりましたが、今般、原告が訴えの全部を取下げ、当社を含む被告全員が当該取下げに同意し、これを本日付にて裁判所が受理し、同日付にて訴訟が終了したことが確認できましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴えが取り下げられるに至った経緯

平成 24 年 12 月 28 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、静岡地方裁判所において株式会社ケプラム（東京都新宿区、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）より当社及び他社 4 社に対して取立訴訟を提起されておりました。

今般上記取立訴訟の原告であるケプラム社より訴えを取り下げる旨の申し出があり、これに対し当社を含む被告全員が同意し、これを裁判所が受理したことを確認しました。この結果本件訴訟が終了しております。

なお、平成 24 年 5 月 21 日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて適時開示しております、静岡地方裁判所沼津支部において、当社の子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートが静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン公園・伊豆ぐらんぱる公園等の土地・建物に対する根抵当権の登記名義人として、ケプラム社が競売を申し立てておりますが、本件についてはまだ継続しておりますことを改めてお伝えいたします。

2. 訴えの取下げを行った裁判所及び年月日など

- (1) 本取下げがなされた裁判所：静岡地方裁判所沼津支部
- (2) 裁判所の受理年月日：平成 27 年 2 月 17 日
- (3) 事件番号：平成 24 年（ワ）第 674 号取立債権請求事件

3. 訴訟の内容

当社及び他社 4 社に対する債権取立。なお、当社に対しては、金 800 万円の支払いを求めておりました。

4. 今後の見通し

本訴訟の取り下げによる当社業績への影響はございません。

以上